

子ども文教委員会
令和3年12月3日

(案)

墨田区保育所等整備計画

令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

令和4(2022)年3月

墨田区

目次

序章	はじめに	1
第1章	計画の基本的事項	2
1	計画の目的	2
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の範囲	3
5	計画の前提	3
第2章	これまでの取組	4
1	民間活力導入の進捗状況	4
2	就学前人口、保育定員及び整備率の推移	6
3	基幹園機能と認定こども園の取組状況	7
第3章	保育を取り巻く現状と分析	9
1	待機児童数の推移	9
2	区域別の保育需要と認可保育定員	10
3	保育所に係る経費	11
4	公設園の施設の老朽化	12
5	将来人口推計	14
第4章	本計画の取組方針	15
1	基本的な考え方	15
2	保育所における公私の役割	15
3	公設園の再整備	15
第5章	民間活力の導入	17
1	基本的な考え方	17
2	公私連携制度導入の手法	17
3	公私連携制度導入園の選定基準	17
4	公私連携制度導入スケジュール	17
5	公私連携制度導入の効果	18
第6章	公設園の適正配置	19
1	基本的な考え方	19
2	適正配置の手法	19
3	適正配置対象園の選定基準	20
4	適正配置のスケジュール	20
第7章	本計画における再整備予定園	21

本区では、喫緊の課題である保育所待機児童の解消や増加・多様化する保育ニーズに的確に対応していくため、平成24年9月に今後の保育所整備の考え方と民間活力導入の方向性を示す「墨田区保育所整備指針」を策定した。平成26年12月には「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」を策定し、公立保育園への民間活力導入の手法を示し、さらに平成27年9月に「墨田区保育所等整備計画」を策定し、具体的な導入予定園を示した。この間においては、当該計画に基づき民間活力の導入を推進するとともに、区として保育所整備等の子育て支援にも重点的に取り組んできたところである。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化や少子高齢化の進展により必要とされる保育サービスや公立保育園に対する区民ニーズがさらに変化していくことが想定されることから、ポストコロナ時代の潮流を的確に捉え、多様化するニーズに応えていくことが求められる。

一方で、公立保育園は、今後老朽化による大規模修繕や更新の時期を迎えることから、本区における公共施設マネジメントの考えを踏まえ、中・長期的、経営的な視点をもって施設の維持管理や運営に取り組んでいく必要がある。

このような状況の中で、区の限られた財源を有効に活用し、SDGsの17の目標である「3すべての人に健康と福祉を」「4質の高い教育をみんなに」「11住み続けられるまちづくりを」の観点から、必要な保育サービスを将来にわたり提供し続けていくことを目的として新たな「墨田区保育所等整備計画」を策定した。

当該計画に基づき、公共施設を効率的・効果的に有効活用し、「暮らし続けたいまち」の実現に向けて、さらなる子ども・子育て支援の充実のための施策展開を図っていくものとする。

第1章 計画の基本的事項

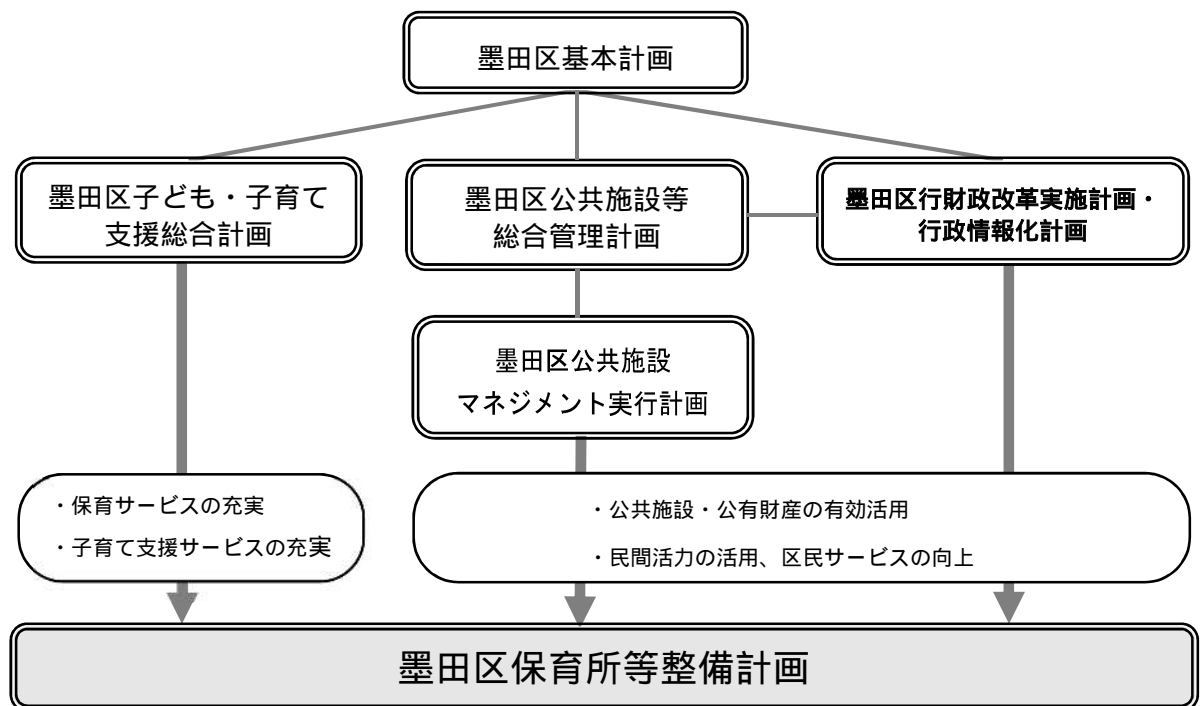
1 計画の目的

本計画は、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」の基本理念である「子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」を念頭に置き、「墨田区保育所整備指針」、「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」及び「墨田区保育所等整備計画」の実績を基に、この間の社会情勢の変化を踏まえ、質の高い保育と充実した保育サービスの提供を持続可能なものにするため、中・長期的、経営的な視点で安定的・継続的に保育サービスを提供していくことを目的として策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、墨田区基本計画の子ども・子育てに関する基本計画である「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和2年2月）」を踏まえ、行財政改革に関する実施計画である「墨田区行財政改革実施計画・行政情報化計画（令和4年3月）」、公共施設に関する基本方針を定めた「墨田区公共施設等総合管理計画（平成28年3月）」及び「墨田区公共施設マネジメント実行計画（令和4年3月）」と整合性を図りながら、保育所整備の方向性を示し、具体的な方策を図る計画である。

【計画体系図】



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。

なお、「墨田区基本計画」等の改定に合わせて、就学前人口（0歳～5歳）の動向や社会情勢の変化等、計画内容と乖離が生じた場合には計画の見直しを行う。

4 計画の範囲

本計画は、原則として、区が設置している保育所及び認定こども園（以下「公設園」という。）の整備に関する事項を範囲とする。

5 計画の前提

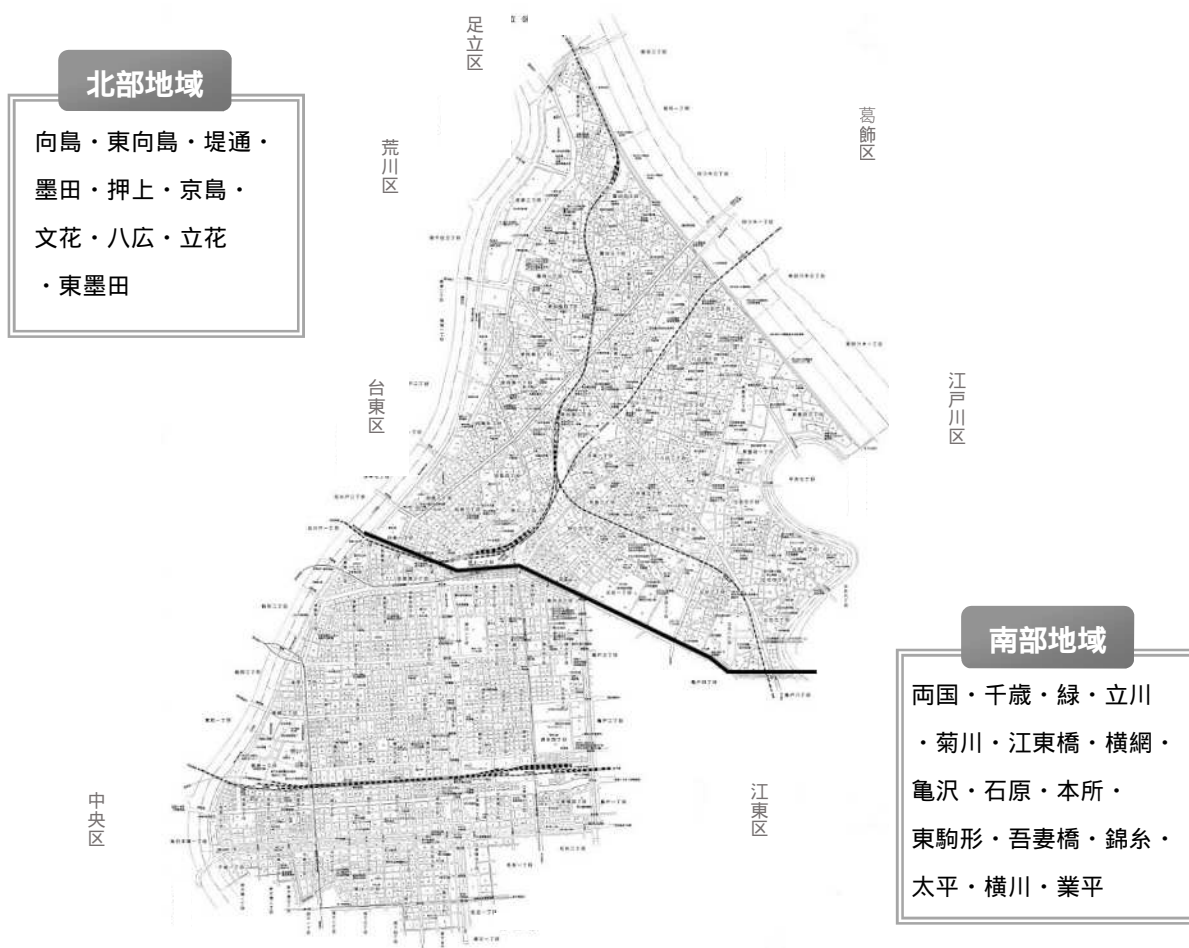
本計画の前提は次のとおりとする。

前計画とは

平成24年9月策定「墨田区保育所整備指針」、平成26年12月策定「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」、平成27年9月「墨田区保育所等整備計画」を指す。

区域の設定

本計画では、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す考え方から、上位計画である「墨田区子ども・子育て支援総合計画」と同様、北十間川を境界とし「北部地域」「南部地域」に区分する。区域は下図のとおり。



第2章 これまでの取組

1 民間活力導入の進捗状況

経過

保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応した各種保育サービスの拡充と区の財政負担の軽減を図るため、前計画において、民間活力の導入を推進してきた。

指定管理者制度の導入

ア 導入実績

公設園に指定管理者制度を導入し、保育サービスを拡充するとともに法人ノウハウを活用し、利用者サービスの向上を図った〔表2 - 1〕。導入にあたっては、保育所における管理運営を円滑に遂行できるよう、区が指定管理者に業務を引き継ぎ、導入後の1年間は、行事や保育等の観察及び調査を実施し、正しく引き継ぎが行われたかどうかの検証を行った。また、区は適切な管理運営の確保のため、保育所の運営業務及び経理の状況に関し報告を求め、定期的に実地調査を行っている。

〔表2 - 1〕指定管理者制度導入園一覧（平成30年度以降）

施設名称	導入年度	主な保育サービスの拡充内容
亀沢保育園	平成30年度	・延長保育（1時間延長を2時間延長へ） ・休日保育（定員12人） ・一時保育（定員3人） ・定員拡大（20人拡大）
長浦保育園	令和元年度	・延長保育（1時間延長を2時間延長へ）
水神保育園	令和2年度	・延長保育（2時間延長）
すみだ保育園	令和3年度	・延長保育（1時間延長）

<利用者サービス向上の取組事例>

- ・ICT導入による連絡帳のICT化、ICTを活用した保護者会の開催等
- ・外部講師による教育的要素を取り入れた保育の実施や子どもへの多様な体験の提供
- ・子育て講座、在園児と地域の子どもの交流等、地域の子育て家庭への支援

イ 利用者満足度

指定管理者制度の導入園（9園）における「東京都福祉サービス第三者評価」の利用者調査の結果において、「大変満足」と「満足」を合わせた回答数が8割を超えており、良好な評価を得ている。

ウ 財政効果

指定管理者制度導入により期待される効果としては、柔軟な人員配置や一括発注による外注コストの削減など法人ノウハウを活かした効率的・効果的な運営が図られることが挙げられる。前計画に基づき実施した指定管理者制度導入による財政効果として、区が運営する公設園で同様の保育サービスを実施した場合と比較した運営費削減額は下表のとおりである。

[表2 - 2] 運営費削減額（導入年度の単年度運営費）

施設名称	導入年度	削減額
亀沢保育園	平成30年度	33,039千円
長浦保育園	令和元年度	28,004千円
水神保育園	令和2年度	13,178千円
すみだ保育園	令和3年度	17,268千円

公私連携制度の導入

公私連携制度の導入にあたっては、スケジュールを定め、導入発表時の在園児が全員卒園した後に、公私連携制度を導入し、公設園を公私連携型保育所へ移行する。

令和4年度以降に公私連携制度導入を予定している園は下表のとおりである。

[表2 - 3] 公私連携制度導入予定園

施設名称	導入予定年度
ひきふね保育園（クローバーこども園）	令和4年度
あおやぎ保育園	令和6年度
亀沢保育園	令和10年度

公私連携型保育所

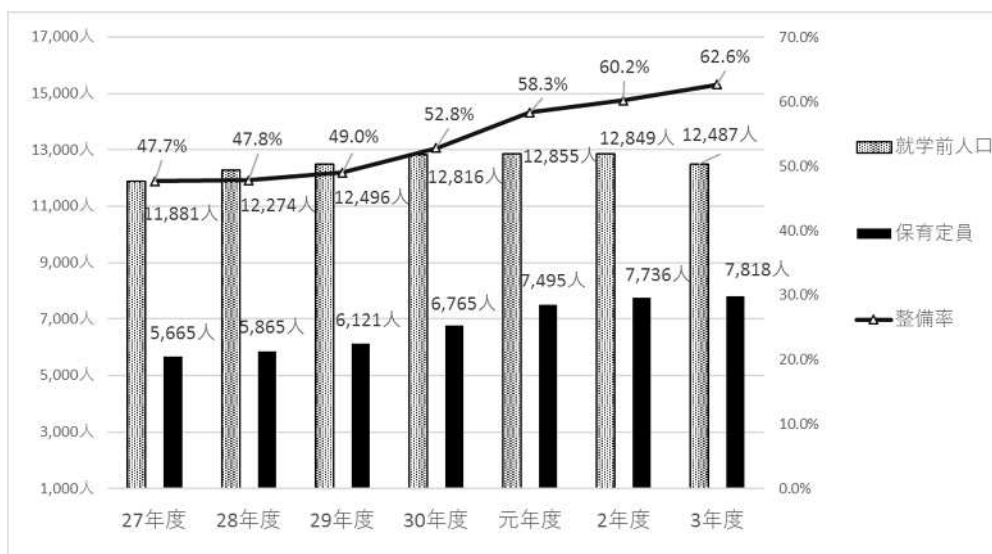
設置・運営主体である法人（公私連携保育法人）に対して、区が土地・建物など必要な設備の無償又は廉価による譲渡、貸付その他の支援を行うとともに、人員配置や提供する保育等の運営に関与するなど、児童福祉法第56条の8第2項に規定する協定を締結し、民間法人と区が連携して運営する保育所。

2 就学前人口、保育定員及び整備率の推移

前計画策定以降、増加が予測される保育需要に対し、保育定員を拡充するため、民間事業者の設置による保育所等（以下「民設園」という。）を積極的に整備し、保育所整備率の向上を図った〔図2-1・表2-4〕。

〔図2-2〕のとおり令和3年度における民設園の保育定員は4,956人となり、保育定員全体の約63%を占めている

〔図2-1〕就学前児童数の推移と保育定員・整備率推移

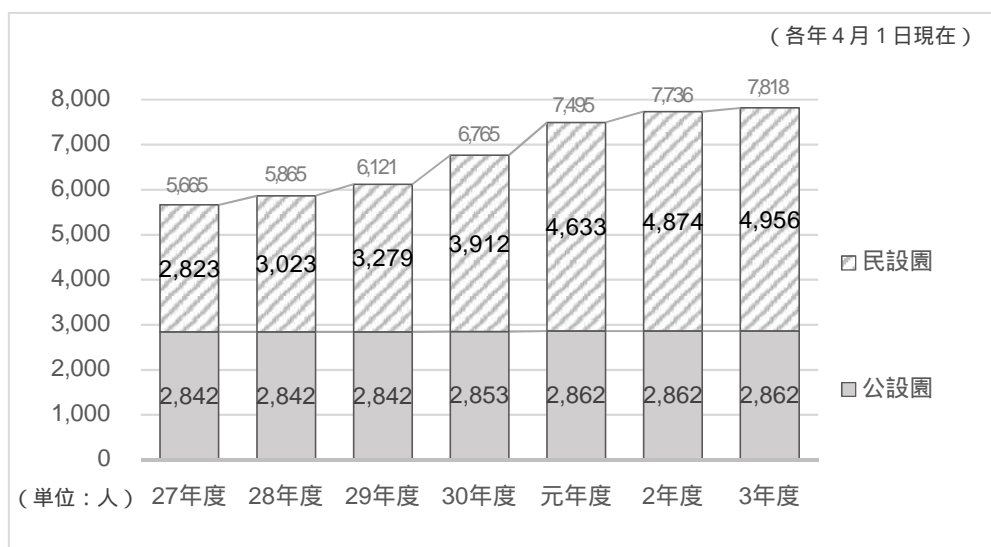


保育所整備率 = 保育定員 / 就学前人口

〔表2-4〕保育定員の純増数（対前年度比）

27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	合計
—	200人	256人	644人	730人	241人	82人	2,153人

〔図2-2〕保育定員の内訳（平成27年度～令和3年度）



3 基幹園機能と認定こども園の取組状況

基幹園機能

ア 経過

前計画における公設園の基幹園化は、区内の保育施設数が急増したことから、基幹園機能をより効率的・効果的に発揮するため、平成29年度に見直しを行い、指導検査機能の充実と合わせて子ども・子育て支援部に集約した。

イ 取組状況

指導検査

(子育て支援課指導検査担当)

保育施設等の運営・保育・会計処理が関係法令等に照らし、適正に実施されているかを確認し、指導又は是正の措置を講じることにより、施設等の適正な運営及び保育サービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図っている。

[表2-5] 指導検査実績

年度	私立認可 保育所	小規模保 育事業所	家庭的 保育者
30年度	9	3	6
元年度	16	6	6
2年度	13	3	1

(単位：件)

指導検査補助巡回

(子育て支援課補助巡回担当)

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱」(平成29年4月28日雇児発0428第4号)に基づき、保育施設等が遵守・留意すべき基準の遵守状況、重大事故防止のための安全対策等に重点を置いた定期的な巡回を実施し、指導・助言を行っている。

[表2-6] 指導検査補助巡回実績

年度	私立認可 保育所	小規模保 育事業所	家庭的 保育者	認証 保育所	認可外 保育所
30年度	80	18	38	-	-
元年度	98	21	30	-	-
2年度	79	13	14	14	23

(単位：件)

保育所の運営支援巡回等

(子ども施設課運営支援担当)

園からの個別の相談・報告や保護者からの苦情等の個別課題に助言等の支援を行っているほか、年1回の巡回指導を行い、現場における多様な運営課題の個別相談に応じ、必要な支援・助言等を行っている。

[表2-7] 保育所の運営支援巡回実績

年度	運営支援巡回	相談業務	合同研修
30年度	131	260	6
元年度	78	309	4
2年度	87	415	5

(単位：件)

認定こども園

ア 経過

前計画に基づき、平成29年4月に幼保連携型八広認定こども園及び幼保連携型た
ちばな認定こども園を開設した。その後、平成29年9月に基幹園機能の見直しを行
ったことから、公設園の認定こども園への移行は凍結することとした。

イ 取組状況

平成29年度の認定こども園の開設に伴い、子ども・子育て支援部に指導主事を配
置した。これにより、幼保連携型認定こども園の教育課程を編成し、保育現場におい
て教育委員会に準じた教育を推進するとともに、小学校教育への円滑な接続を図って
きた。このほか、指導主事による認定こども園を中心とした定期的な巡回指導を実施
することで、養護と教育の一体化をより一層推進し、保育全体における質の向上を図
っている。

第3章 保育を取り巻く現状と分析

1 待機児童数の推移

保育所整備による保育定員の拡充の結果、北部地域の待機児童数は平成29年度以降減少傾向となり、令和3年度の待機児童数は0人となった。南部地域の待機児童数は、平成30年度に100人を超えていたが、令和3年度に29人となった。待機児童数の内訳は、1歳児24人、2歳児5人となっている。

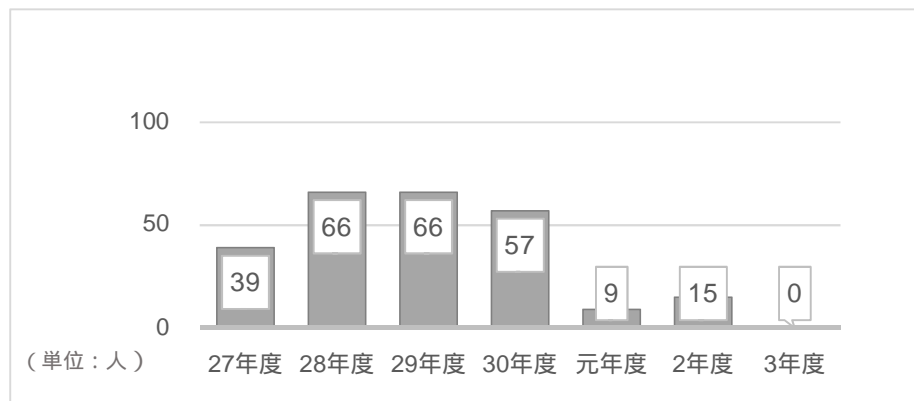
待機児童数の算出方法

各年度4月1日における認可保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育所、家庭的保育者）の入所申込者数から、認可保育施設入所者数及び次に該当する児童の数等を除き算出する。

- ・国による補助の対象となる施設である認証保育所、企業主導型保育所、定期利用保育施設において保育されている児童
- ・他に利用可能な認可保育施設があるにも関わらず特定の認可保育施設を希望し、待機している児童
- ・育児休業中の保護者において、認可保育施設の入所ができたときに復職の意向が確認できない保護者の申込児童
- ・求職活動を休止している保護者の申込児童

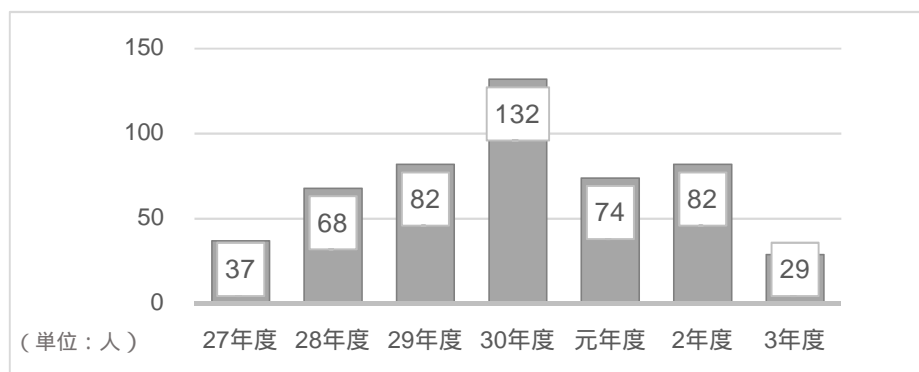
北部地域

[図3 - 1] 北部地域待機児童数（平成27年度～令和3年度）



南部地域

[図3 - 2] 南部地域待機児童数（平成27年度～令和3年度）



2 区域別の保育需要と認可保育定員

令和3年4月1日現在において、北部地域は、認可保育定員数₁が入所希望者数₂を上回っており、概ねニーズを充足できている。南部地域は、認可保育定員数が入所希望者数を下回っており、待機児童も発生していることから、認可保育所等の整備に取り組んでいる。

- 1 認可保育定員数...公設園、私立認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業の保育定員の合計（認証保育所、企業主導型保育所等の保育定員を除く。）
- 2 入所希望者数...在園児数と入所保留数（待機児童数を含む。）の合計

[表3 - 1] 北部地域の入所希望者数と認可保育定員数

令和3年4月1日現在

年齢	就学前人口	入所希望割合	入所希望者数	認可保育定員数
0歳	1,076人	31.6%	340人	374人
1歳	1,046人	68.7%	719人	654人
2歳	1,100人	67.3%	740人	753人
3歳	1,099人	66.9%	735人	773人
4歳以上	2,259人	63.9%	1,443人	1,688人
計	6,580人	60.4%	3,977人	4,242人

[表3 - 2] 南部地域の入所希望者数と認可保育定員数

令和3年4月1日現在

年齢	就学前人口	入所希望割合	入所希望者数	認可保育定員数
0歳	1,069人	25.8%	276人	277人
1歳	1,077人	68.0%	732人	542人
2歳	1,009人	65.3%	659人	587人
3歳	956人	64.2%	614人	599人
4歳以上	1,796人	59.9%	1,075人	1,243人
計	5,907人	56.8%	3,356人	3,248人

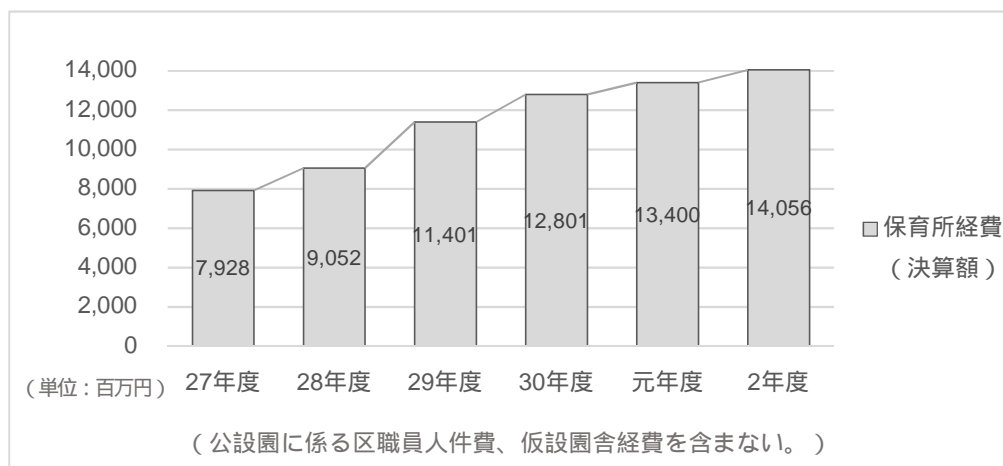
3 保育所に係る経費

前計画策定以降、保育需要の増加を受け保育施設数及び保育定員の拡充を図ってきたことから、令和2年度における保育所運営費や施設整備費といった保育所に係る経費は約140億円となり、平成27年度と比較し約77%（約61億円）増加している〔図3-3〕。

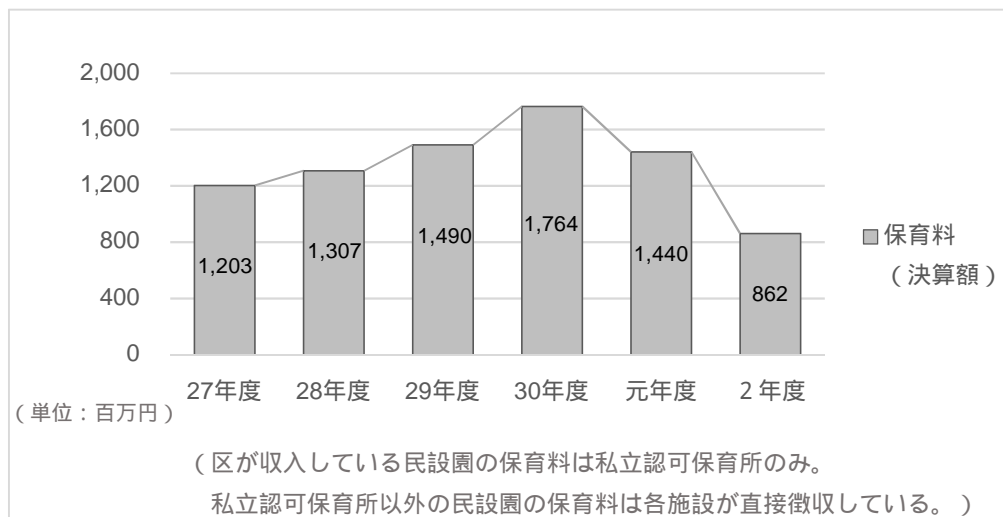
また、令和元年10月から子育て世帯への経済的な負担軽減に寄与する制度として、国の幼児教育・保育無償化が開始された。このことから、3歳～5歳及び0～2歳で住民税非課税世帯の子どもの保育料については無償となったため、令和2年度における保育料収入は、約8.6億円となり、平成30年度と比較し約51%（約9億円）減少している〔図3-4〕。なお、本区における0歳から2歳までの子ども（住民税非課税世帯を除く）に係る一人当たりのコスト及び利用者負担額は〔図3-5〕のとおりである。

このような状況の中で、多様な保育ニーズに対応するとともに、保育の量の確保と質の向上を図っていくためには、区の限られた財源を有効に活用し、効率的・効果的な園運営を行っていくことが必要である。

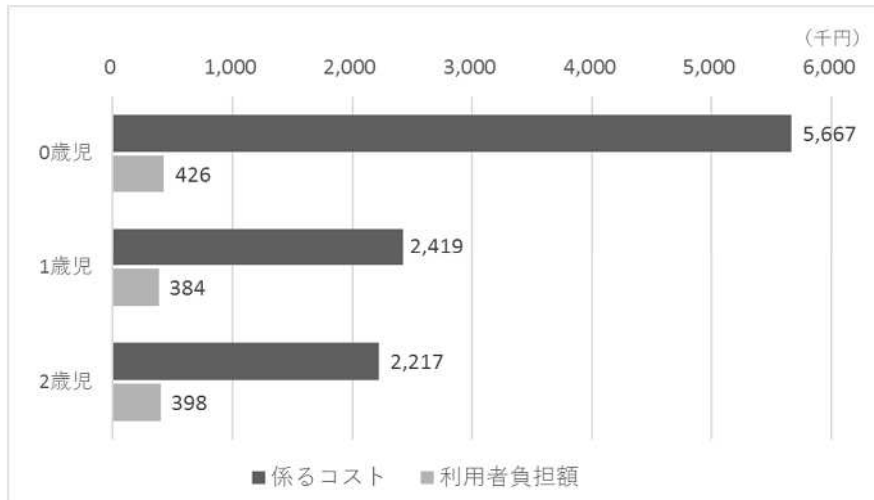
〔図3-3〕保育所に係る経費の推移（平成27年度～令和2年度決算額）



〔図3-4〕保育料収入の推移（平成27年度～令和2年度決算額）



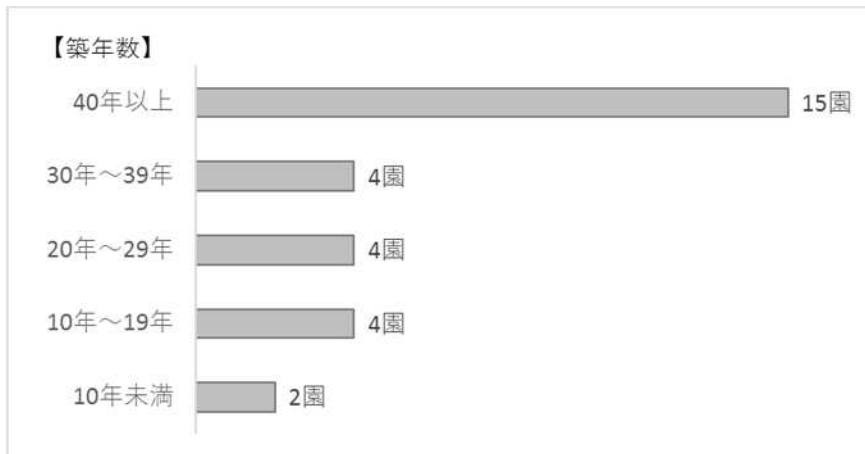
[図 3 - 5] 私立認可保育所における子ども一人当たりに係るコスト（令和元年度）



4 公設園の施設の老朽化

令和3年4月1日現在、公設園は北部地域に20園、南部地域に9園配置されているが施設の約52%が築年数40年を経過している。そのため、今後老朽化による大規模修繕や更新をしていく必要があり、これらには相当の経費を要することが見込まれる。

[図 3 - 6] 公設園の築年数（令和3年4月1日現在）



< 公設園一覧 > (令和3年4月1日時点)

[表 3 - 3] 北部地域の公設園 (20 園)

類型	施設名	所在地	認可定員	開設年	現園舎 建築年	築年数	土地所有	併設施設
公設公営 13園	花園保育園	東向島3 - 16 - 2	119人	昭和41年	平成23年	10年	区	
	鐘ヶ淵北保育園	堤通2 - 8 - 15 - 109	117人	昭和53年	昭和53年	43年	都	都営住宅
	梅若保育園	墨田2 - 38 - 13	114人	昭和54年	昭和54年	42年	区	
	しらひげ保育園	堤通2 - 5 - 5 - 101	105人	昭和58年	昭和58年	38年	都	都営住宅
	八広認定こども園	八広3 - 7 - 5	120人	昭和46年	平成26年	7年	区	
	中川保育園	東墨田2 - 1 - 15	112人	昭和38年	昭和58年	38年	区	
	たちばな認定こども園	立花3 - 21 - 16	91人	昭和44年	平成10年	23年	区	
	東あずま保育園	立花1 - 27 - 6 - 101	118人	昭和51年	昭和51年	45年	都	都営住宅
	中川南保育園	立花6 - 8 - 2 - 106	114人	昭和54年	昭和54年	42年	都	都営住宅
	寺島保育園	東向島1 - 23 - 10	94人	昭和56年	昭和56年	40年	区	
	福神橋保育園	文花1 - 30 - 21 - 101	73人	昭和42年	昭和42年	54年	都	都営住宅
	文花保育園	文花1 - 24 - 5	107人	昭和43年	平成1年	32年	区	母子生活支援施設
	おむらい保育園	文花1 - 32 - 1 - 103	116人	昭和51年	昭和51年	45年	都	都営住宅
公設民営 7園	すみだ保育園	墨田4 - 22 - 4 - 101	87人	昭和45年	昭和45年	51年	都	都営住宅
	水神保育園	堤通2 - 6 - 9 - 103	90人	昭和57年	昭和57年	39年	都	都営住宅
	あおやぎ保育園 1	東向島4-37-17	124人	昭和43年	平成16年	17年	区	
	ひきふね保育園 2	八広1 - 1 - 18	111人	昭和51年	昭和51年	45年	区	
	長浦保育園	八広5 - 10 - 1 - 105	119人	昭和55年	昭和55年	41年	都	都営住宅
	横川さくら保育園(分園)	立花1-23-5-206	30人	平成22年	平成22年	11年	民間	住宅
	押上保育園	押上2 - 10 - 17	101人	昭和41年	平成7年	26年	民間	住宅
定員数合計			2,062人					

1 あおやぎ保育園は令和6年度に公私連携制度の導入を予定している。

2 ひきふね保育園は令和4年度に公私連携制度の導入を予定しており、導入時に新しい施設(八広1-16-22)に移転予定である。

[表 3 - 4] 南部地域の公設園 (9 園)

類型	施設名	所在地	認可定員	開設年	現園舎 建築年	築年数	土地所有	併設施設
公設公営 6園	東駒形保育園	東駒形1 - 6 - 8	67人	昭和48年	昭和48年	48年	区	本所保健センター
	江東橋保育園(分園)	亀沢3 - 12 - 5	21人	平成21年	平成21年	12年	民間	住宅
	江東橋保育園	緑4 - 35 - 9	140人	昭和36年	平成4年	29年	区	ふれあいセンター
	立川保育園	立川1 - 5 - 2	91人	昭和54年	昭和54年	42年	区	立川児童館
	横川橋保育園	太平1 - 27 - 13	116人	昭和36年	昭和53年	43年	区	
	太平保育園	太平1 - 13 - 10	89人	昭和52年	昭和52年	44年	区	
公設民営 3園	亀沢保育園 3	亀沢1 - 27 - 5	116人	昭和49年	平成30年	3年	区	
	横川さくら保育園	横川5 - 9 - 1	51人	平成7年	平成7年	26年	都	都営住宅
	きんし保育園	江東橋4 - 30 - 2 - 301	109人	昭和52年	昭和52年	44年	都	都営住宅
定員数合計			800人					

3 亀沢保育園は令和10年度に公私連携制度の導入を予定している。

5 将来人口推計

本計画期間における、区域別の就学前人口は下表のとおりである。

[表3-5] 北部地域の将来人口推計

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
0歳	1,076	1,177	1,172	1,162	1,152	1,142	1,131	1,118	1,104	1,091	1,084
1歳	1,046	1,078	1,180	1,173	1,163	1,152	1,142	1,131	1,116	1,103	1,090
2歳	1,100	1,037	1,069	1,171	1,167	1,157	1,148	1,137	1,128	1,114	1,100
3歳	1,099	1,091	1,030	1,061	1,166	1,161	1,153	1,143	1,134	1,125	1,110
4歳	1,109	1,095	1,089	1,028	1,060	1,165	1,160	1,152	1,143	1,134	1,124
5歳	1,150	1,105	1,092	1,085	1,026	1,058	1,163	1,159	1,150	1,141	1,133
北部合計	6,580	6,583	6,632	6,680	6,734	6,835	6,897	6,840	6,775	6,708	6,641
増減数	-	3	49	48	54	101	62	57	65	67	67
増加率	-	0.05%	0.74%	0.72%	0.81%	1.50%	0.91%	-0.83%	-0.95%	-0.99%	-1.00%

資料：令和3年度墨田区人口推計結果

北部においては、就学前人口が最も多くなるのは令和9年度と推計されており、令和10年度から減少傾向となる見通しである。

[表3-6] 南部地域の将来人口推計

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
0歳	1,069	1,281	1,290	1,292	1,286	1,280	1,268	1,257	1,243	1,226	1,214
1歳	1,077	1,019	1,229	1,246	1,254	1,253	1,250	1,242	1,235	1,220	1,205
2歳	1,009	1,025	975	1,186	1,208	1,221	1,222	1,224	1,220	1,212	1,198
3歳	956	967	987	945	1,155	1,182	1,196	1,202	1,205	1,201	1,195
4歳	894	937	950	972	933	1,141	1,170	1,186	1,192	1,195	1,193
5歳	902	878	922	938	961	923	1,131	1,161	1,179	1,185	1,187
南部合計	5,907	6,107	6,353	6,579	6,797	7,000	7,237	7,272	7,274	7,239	7,192
増減数	-	200	246	226	218	203	237	35	2	35	47
増加率	-	3.39%	4.03%	3.56%	3.31%	2.99%	3.39%	0.48%	0.03%	-0.48%	-0.65%

資料：令和3年度墨田区人口推計結果

南部においては、就学前人口が最も多くなるのは令和11年度と推計されており、令和12年度から減少傾向となる見通しである。

第4章 本計画の取組方針

1 基本的な考え方

平成29年度に基幹園機能を子ども・子育て支援部に集約したことから、基幹園設置の前提としていた区内を10ブロックに区分するエリア設定の考え方は廃止とする。

今後は、就学前人口の動向や社会情勢の変化を踏まえ、公設園の役割を担った園が地域において最適な配置となるよう施設の再整備を進める。

なお、公設園の認定こども園への移行は、地域支援室の設置等、大規模な施設改修が必要となることから当面は行わないこととする。今後は、改築時等において、社会情勢の変化等を踏まえて認定こども園への移行を検討する。運営面においては、引き続き養護と教育の一体化を推進し、小学校教育への円滑な接続を図っていく。

2 保育所における公私の役割

公設園の役割

保育施策の推進

社会の動向や保育ニーズを的確に把握し、子どもの最善の利益を優先し、時代に適した保育の研究と実践に努め、区全体の保育水準の向上を図る。

保育行政を担う人材育成

区全体の保育の質を向上させるため、民設園への保育施設指導・検査業務及び運営支援業務等、これらの業務を遂行できる人材を育成する。

保育における社会的セーフティネットの体制づくり

障害児、医療的ケア児等の受入れや、支援を要する家庭への対応など、社会的セーフティネットとしての役割を担い保育サービスを継続する。

地域の子育て家庭への支援

在宅子育て家庭からの相談に多角的な視点で対応するとともに、必要に応じて関係各課へ円滑につなげるなど、地域の子育て家庭と区とのパイプ役を担い、地域の子育て支援の充実を図る。

民設園の役割

区の保育施策の一端を担い、法人の保育理念や保育方針に基づき、スケールメリットやスピード感を活かした保育を実践するとともに、利用者ニーズに合わせた多様な保育サービスを提供する。

3 公設園の再整備

保育を必要とする全ての子どもが将来にわたり健やかに育つための環境を整備していくためには、就学前人口の動向や社会情勢の変化を見据え、中・長期的、経営的な視点を持

って公設園の再整備を進めていく必要がある。再整備あたっては、次の手法により進めていく。

民間活力の導入

多様化する保育ニーズへの対応を迅速に行うとともに、効率的・効果的な園運営の実現を目指し、民間のノウハウを活用した保育所整備、保育所運営を行うため、民間活力導入の検討を進めていく。

公設園の適正配置

就学前人口の減少を見据え、保育園における今後の保育需要を勘案しながら、適正配置の検討を進めていく。また、適正配置に伴い施設の大規模修繕または改築をする場合は、役割をより効果的に発揮していくために、保育環境の向上及び保育における喫緊の課題や行政需要に対応した施設の多機能化等の検討を行う。

第5章 民間活力の導入

1 基本的な考え方

民間活力導入の検討にあたっては、各公設園における今後の保育需要を想定するとともに、定員充足率や既存建物の築年数等に照らし、民間活力導入の可否を判断する。

民間活力導入は、公私連携制度の導入を原則とし、公設園を公私連携型保育所へ移行し、子どもを中心に考えた丁寧な保育の実践と多様な保育サービスの提供を図る。

2 公私連携制度導入の手法

建物譲渡

原則として、公私連携制度導入園の建物を事業者に譲渡し、公私連携型保育所へ移行する。

新設移転

代替え地に公私連携型保育所を新設し、公私連携制度導入園の在園児は新設した施設に転園する。施設整備については法人が行う。

3 公私連携制度導入園の選定基準

公私連携制度導入園の選定にあたっては、原則として、次の事項を勘案し、総合的に検討したうえ、導入効果が見込まれる園を選定する。

- ・今後の保育需要
- ・定員の充足率
- ・既存建物の築年数
- ・土地・建物の所有形態

4 公私連携制度導入スケジュール

導入時期

計画発表時の在園児に最大限に配慮する。

原則として計画発表時の在園児が全員卒園後に公私連携制度を導入する（[表5 - 1]のとおり）。

保護者周知等

計画発表は、原則として以下のとおりとする。

- ・0歳児園は、公私連携制度導入の6年半前
- ・1歳児園は、公私連携制度導入の5年半前

計画発表後は、新年度入園案内等で十分に周知を図っていく。

[表5 - 1] 公私連携制度導入スケジュール例

手法	6年半前	5年半前	3年前	2年前	1年前	開設	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
建物譲渡	発表 (0歳児園)	発表 (1歳児園)		事業者 選定	引継保育	公私連携型保育所 →					私立認可 保育所
新設移転	発表 (0歳児園)	発表 (1歳児園)	事業者 選定	施設整備		公私連携型保育所 →					私立認可 保育所

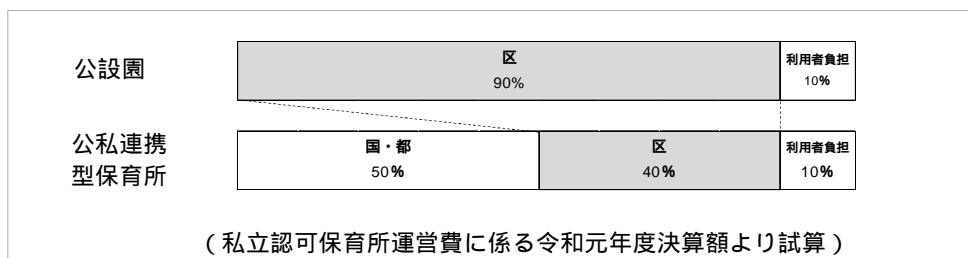
5 公私連携制度導入の効果

法人の保育理念や保育方針に基づき、特色ある保育を実践し、利用者ニーズに迅速に対応した多様な保育サービスを提供することができる。

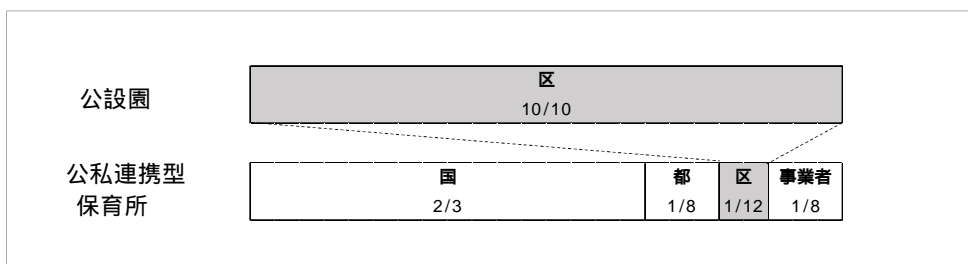
区と法人が連携して運営していくことで、適正な保育所運営と保育の質を担保することができる。

運営費 [図5 - 1] や施設整備費 [図5 - 2] に対して国及び都から財源が充当されるため、その財源を活用し、更なる子育て施策の充実を図ることができる。

[図5 - 1] 運営費支出に対する財源内訳



[図5 - 2] 施設整備に対する財政負担割合(令和3年度)



第6章 公設園の適正配置

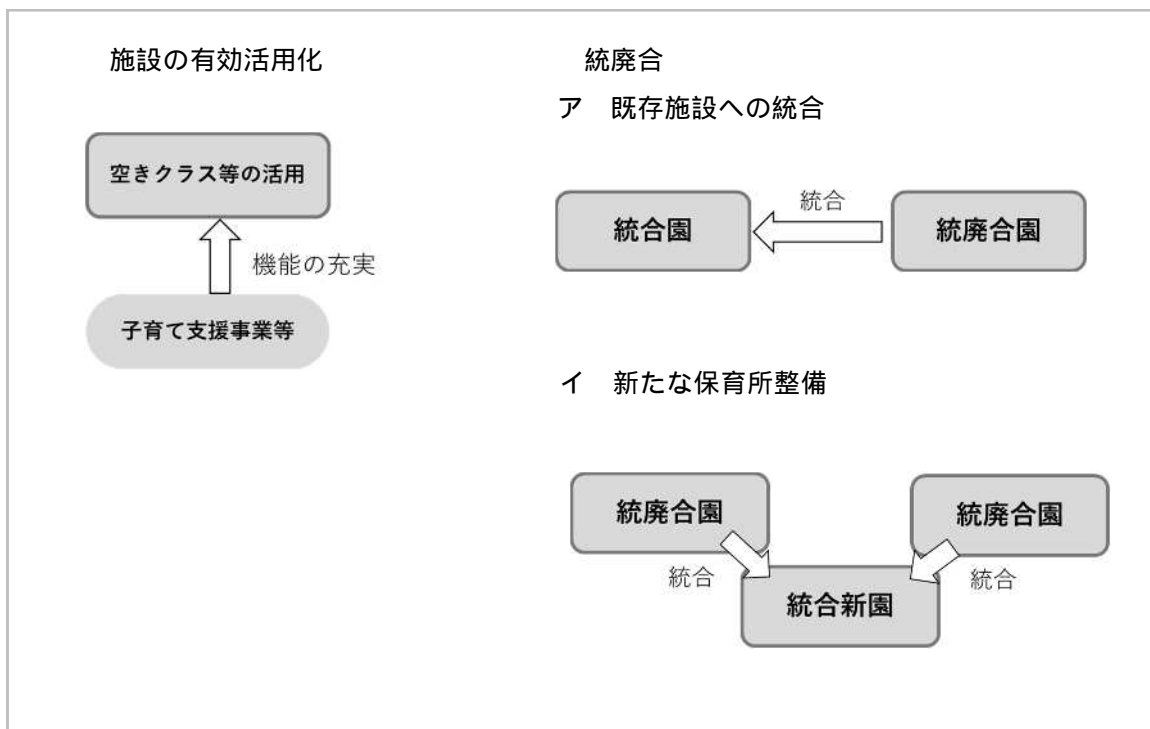
1 基本的な考え方

現在、区の待機児童は減少傾向にあるものの、待機児童数が多い地域がある一方で就学前人口の減少に伴い保育所の定員に空きが生じている地域もあり、保育サービスの需給状況に偏りが出始めている。今後、就学前人口の減少がさらに進み、需要が充足されると、保育サービスが供給過多になる可能性も想定される。

社会情勢の変化や区全体の保育需要等に対応していくため、施設の有効活用や統廃合等、適正配置の検討を進めていく。

2 適正配置の手法

適正配置の各手法イメージ



施設の有効活用化

保育需要の変化に対応するため、受入クラスの再編成等を検討する。受入クラスの縮小等において空きクラス等が生じた場合は、これを活用し、地域のニーズに応じた子育て支援事業等を実施する。

例：0歳児保育の需要が減少

0歳児園を1歳児園とし、空きクラスで在宅子育て支援事業を実施する。

統廃合

将来にわたって保育需要が増加する見通しが立たないと見込まれる場合や、改築等に伴う保育定員の拡充など保育園の統合をすることで保育内容の充実が図れる場合は、統廃合を検討する。

ア 既存施設への統合

イ 新たな保育所整備による統廃合

3 適正配置対象園の選定基準

待機児童が解消されている地域に配置されている公設園において、今後の保育需要や定員の充足率、在園児の居住実態等の諸要因について、調査分析し、総合的に勘案し適正配置対象園を選定する。

4 適正配置のスケジュール

導入時期

統廃合にあたっては、公私連携制度導入スケジュールと同様、計画発表時の在園児に最大限に配慮したスケジュールを設定する。

保護者周知等

計画発表後は、新年度入園案内等で十分に周知を図っていく。

定員縮小及び弾力化

統廃合をする場合は、必要に応じて段階的な定員縮小や弾力運用等を行い、子どもの受入れに対応する。

